

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 2

◇ 公 告

- 保険契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局総務部総務課】 3
- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】 6
- 売払契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局総務部総務課】 7
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【都市戦略局総務政策部総務課】 9

北九州市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和7年2月18日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

馬場自治区会

2 代表者の変更

変更年月日別	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	田中嘉春	北九州市八幡西区上上津役一丁目23番26号
平成22年4月4日	変更後	百武 徹	北九州市八幡西区上上津役一丁目3番19号
平成24年4月1日	変更後	加来武則	北九州市八幡西区上上津役一丁目24番49号
平成28年4月3日	変更後	嶷野 正	北九州市八幡西区上上津役一丁目17番7号
令和4年4月3日	変更後	百武 徹	北九州市八幡西区上上津役一丁目3番19号

3 変更年月日

令和4年4月3日

北九州市公告第109号

一般競争入札により、令和7年度北九州市公用車の任意自動車保険契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月18日

北九州市長 武内和久

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和7年度北九州市公用車の任意自動車保険契約

(2) 契約の内容

北九州市が所有する公用車1,155台に対する自動車任意保険

(3) 契約内容の特質等

入札説明書による。

(4) 契約期間

令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで

2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている者であって、取扱品目に損害保険を挙げていること。

(3) 保険業について、内閣総理大臣の免許を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市総務市民局総務部総務課管理第一係

イ 期間 この公告の日から令和7年3月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前10時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(4) 入札参加申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年3月4日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市総務市民局総務部総務課管理第一係に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年3月4日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和7年3月19日午後1時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局総務部総務課管理第一係

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2013

北九州市公告第 1 1 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区徳力一丁目 2 3 番 1 0 3 及び 2 3 番 1 1 6 から 2 3 番 1 2 3 まで	北九州市小倉南区石原町 3 9 5 番地の 1 南協商事株式会社 代表取締役 増田 哲

北九州市公告第 1 1 1 号

一般競争入札により、売払契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 18 日

北九州市長 武 内 和 久

1 契約内容

- (1) 件名 令和 7 年度古紙売払
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 市の指示する場所
- (5) 入札方法 単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市総務市民局総務部総務課
 - イ 期間 この公告の日から令和 7 年 2 月 26 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）除く。）の毎日午前 9 時から午前 11 時まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交

付する。

- (3) 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争入札参加資格の確認 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年2月26日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市総務市民局総務部総務課に提出しなければならない。
- (5) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室
 - イ 日時 令和7年3月3日午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項及び第2項の規定により定められた予定価格以上で最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2521

北九州市公告第112号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月18日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 フルカラーデジタル複合機2台及びモノクロデジタル複合機3台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (5) 入札方法 モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価（当該金額に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（5年間分）を乗じて得た額の合計金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市都市戦略局総務政策部総務課

イ 期間 この公告の日から令和7年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行わなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和7年2月28日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和7年2月28日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和7年3月7日午後2時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上の額。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じた得た合計金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市都市戦略局総務政策部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2523